

柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年(2024年)4月

新潟県柏崎市子ども未来部

子育て支援課

1 事業の目的

本市第五次総合計画後期基本計画の2つの重点戦略のひとつである「子どもを取り巻く環境の充実」を図るため、かねてより市民等から要望のあった子どもの屋内遊び場を整備する事業である。

現在、子どもの屋内遊び場は、中心的市街地の柏崎ショッピングモール内にキッズマジックが設置されているが、多くの市民に御利用いただくため、新規オープンする。

本事業は、キッズマジックの新規オープンに当たり、遊び場面積を約2倍に拡張し、柏崎産木材などを活用した遊具で楽しみながらも、子どもたちが「柏崎の木」のぬくもりを感じることのできる遊び空間を創造する。また、既設遊具も全面改修し、乳幼児から小学生までが安全に遊ぶことができ、保護者も安心して子どもたちを見守ることのできる施設を整備することで、子育て世代の満足度向上と市外からの利用客の増加が見込めることで、周辺エリアの賑わい創出を図るものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年(2025年)年3月15日まで

(3) 業務場所

柏崎ショッピングモール フォンジェ (新潟県柏崎市東本町一丁目15番5号)

(4) 業務内容

別紙「柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託仕様書兼要求水準書」(以下「仕様書」という。)による。

(5) 提案限度額

金97,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※税率は10%とし、提案価格が上限を超えている場合は、失格とする。

(6) 事業全体のスケジュール

事業者選定	令和6年(2024年)5月下旬まで
契約締結	令和6年(2024年)6月中旬
履行期間	契約締結日から令和7年(2025年)3月15日まで
中間報告	令和6年(2024年)10月下旬までに、業務の進捗と今後の展望等について、受注者が市に対して中間報告を行い、新規オープン時期を確定する。

3 選考方法及び実施スケジュール

(1) 選定方法

ア 公募型プロポーザル方式により選定する。

イ プレゼンテーションによる審査で、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(2) 実施スケジュール

No	内容	期間
1	公告	4月15日(月)から5月9日(木)まで
2	現地視察	現地視察希望者と日程調整
3	質問書提出期間	4月15日(月)から4月22日(月) 午後4時まで
4	質問書に対する回答	4月25日(木)午後5時まで
5	参加意向申出書の提出	4月30日(火)午後5時まで
6	参加資格審査の結果通知	5月7日(火)(予定)
7	提案書等の提出	5月9日(木)午後5時まで
8	一次審査(書類審査)	5月10日(金)から5月15日(水)まで
9	一次審査の結果通知	5月16日(木)(予定)
10	審査(プレゼンテーション審査)	5月24日(金)
11	審査結果の通知	5月29日(水)
12	契約締結	6月中旬を予定

注記：応募が5者未満の場合、No. 8の一次審査(書類審査)は行わない。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加意向申出書兼誓約書提出期限から契約締結までの間に柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、

自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者がある者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による廃止前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 本プロポーザルの参加意向申出書兼誓約書提出時点において、令和5(2023)・6(2024)年度柏崎市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(8) 遊具の設計・設置・保守に当たり、次の要件を全て満たす者であること。

ア 県内に本社、支社又は営業所を有し公共施設に屋内遊具設置実績がある者若しくは県内の公共施設に屋内遊具設置実績が複数ある者

イ 過去15か年（平成21年度から令和5年度）に屋内遊具設置の元請け又は受託者（ただし、共同体又は連合体の場合は代表者に限る。）として、請負金額又は受託金額が1,000万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の実績がある者

ウ 国土交通省、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）及び一般社団法人日本公園施設業協会、遊具の安全に関する規準（JPFASPS:2024）により、自社において、遊具の設計、製造、施工管理、品質管理、設置及び遊具の保守管理を実施できる者

5 現地視察

現地視察が必要な場合は、柏崎市子ども未来部子育て支援課育成支援係に電話又は電子メールで連絡すること。なお、視察場所が民間商業施設であるため、後日、現場視察希望者と日程調整を行う。

6 実施要領等に係る質問の受付及び回答

(1) 受付期間

4月15日（月）から4月22日（月）までの土曜日及び日曜日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分まで（4月22日（月）は午前8時30分から午後4時まで）

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（第2号様式）により、電子メールで提出することとし、電子メール以外の方法は受け付けない。

提出先は、13で示す問合せ及び提案書等提出先のメールアドレスに送付すること。

(3) 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

ア 本プロポーザル実施要領及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問

イ (1)及び(2)を遵守しない質問

ウ 質問書以外による質問（電話、口頭等による質問）

(4) 回答

提出された質問書に対する回答は、4月25日（木）午後5時までに一括して市ホームページに掲載する。また、質問者の事業者名は、公表しないこととする。なお、受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

7 参加意向の申出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向申出書兼誓約書（第1号様式）を提出すること。

(1) 提出期間

4月30日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「参加意向申出書兼誓約書在中」と朱書きすること。）とする。

(3) 提出場所

柏崎市子ども未来部子育て支援課育成支援係（元気館2階）

(4) 提出部数

提出部数は、1部とする。

(5) 参加の辞退

参加意向申出書兼誓約書の提出後に参加を辞退する場合には、任意の様式により、その旨を記述し、署名・押印の上、(3)の提出場所へ提出すること。

8 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出書類

参加意向申出者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、署名・押印の上、提出すること。

ア 提案書

イ 見積書（別記様式1）

ウ 見積明細書 柏崎木材協会への再委託費用がわかるもの

エ 業務実施推進体制（別記様式2）

オ 過去における屋内遊具設置に係る業務実績書（別記様式3）

カ 維持管理費参考見積書 任意様式 定期点検費用や維持管理にかかる費用がわかるもの

キ 子どもの屋内遊び場の完成をイメージする以下の図面を添付すること。

（ア）配置図（平面図） 任意様式 遊具の配置がわかるもの（A3版を添付）

（イ）パース図（完成イメージ図） 任意様式 2方向からのイメージ（A3版を添付）

（ウ）構造図 任意様式 個々の遊具等のイメージや構造がわかるもの（A3版を添付）

(2) 提出部数 正本1部、副本1部、写し6部

(3) 提案書の作成方法

提案書等の作成に当たっては、別添の「キッズマジック参考図」、「柏崎ショッピングモール意匠・構造図」により、仕様書で示す、屋内遊び場のコンセプト、業務に係る作業工程、時間的要素、要件等の考え方、必要事項、手法について具体的に記載することとし、次の点に留意すること。

ア 用紙のサイズは、日本工業規格A4判を基本とし、左綴りとする。A3判を使用する場合は、折綴りとする。

イ (1)のア～キの順で綴じ込み、インデックス等の見出しを付けること。また、表紙付きのファイルブック等を使用することを可とする。

ウ 言語は、日本語とし、通貨は、日本円とすること。

エ フォントは10.5ポイント以上とすること。書体は任意とする。

オ 文書や図面を補完するための写真又はイラスト等を使用することができる。

(4) 提出期限 令和6年(2024年)5月9日(木)午後5時必着

(5) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

9 審査

(1) 審査体制

提案書等の審査は、「柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。

審査委員会は、次に掲げる6名で構成する。

	役 職
1	◎ 柏崎市副市長
2	柏崎市総合企画部長
3	柏崎市子ども未来部長
4	柏崎市産業振興部長
5	柏崎市都市整備部長
6	柏崎市都市計画課長

◎審査委員長

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 4に掲げる資格を有しない者が提案書等を提出した場合
- イ 提出書類等に記載すべき事項に不備がある場合
- ウ 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載があった場合
- エ 8に掲げる提案書等の提出等を遵守しない場合
- オ 審査委員又は関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- カ 審査において、プレゼンテーションに参加できない場合
- キ その他審査委員会が不相当と認めた場合

(3) 審査の方法

前号の失格事項に該当しない提案者を対象に、審査委員会において審査を行う。なお、審査は全て非公開とする。

(4) 審査の内容

審査委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行い、最も評価の高い提案者を最優秀提案者、次に評価の高い提案者を優秀提案者にそれぞれ選定する。

審査結果は、決定後速やかに全ての提案者に書面で通知する。

ア 審査日：5月24日（金）

審査結果は5月29日（水）に通知することとする。

イ 場所：柏崎市栄町18番26号（元気館）

ウ 説明資料

提出された提案書等（8(1)アからキまで）以外の資料の配布は、認めない。ただし、プレゼンテーションの時間内において、スクリーンに投影する資料の配布はできるものとする。

エ 時間割り振り

1 提案者のプレゼンテーション時間は、40分以内（準備5分、説明20分、質問10分、撤去5分）とする。

オ 留意事項

（ア）人数は、説明者を含め3人までとする。

（イ）外部とのネットワークは、使用できないものとする。

（ウ）プロジェクター又は大型モニターいずれかによる投影設備、接続ケーブル（HDMI）、電源タップは、市が用意する。その他必要な機器（PC等）は、提案者が用意すること。

（エ）機器の不備や故障が生じた場合、利用できないことがある。なお、プロジェクター利用については、審査当日に会場で受け付けるものとする。

(5) 審査項目及び評価基準

別紙「審査項目及び評価基準」のとおりとする。

10 業務委託契約

(1) 契約方法

市は、最優秀提案者と業務委託契約の締結交渉を行い、契約を締結するものとする。ただし、次

のいずれかに該当する場合は、契約の締結を行わないこととし、優秀提案者との契約締結の交渉を行う。

ア 最優秀提案者と契約条件等で合意に至らなかった場合

イ 本プロポーザル終了後、失格事項（9(2)参照）が判明した場合

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当した場合

(2) 契約金額

業務委託金額は、第2項第5号で示す上限額の範囲内であって、提案書等として提出された見積書の金額を超えないものとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として契約額の100分の10以上を納付する。ただし、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号。以下「財務規則」という。）財務規則第144条第4項の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除とすることができる。

(4) 柏崎木材協会との再委託

柏崎産木材の活用及び地元木材事業者の業務参加のため、柏崎木材協会と次のアからオまでの項目を協議の上、再委託する。なお、本業務のうち、業務計画書の作成、屋内遊び場の設計、遊具の設計図・加工図の作成、工程管理、施工管理、品質管理及び安全管理並びに管理技術者は、再委託できない。

ア 木材の調達

イ 木製遊具の部品加工、組立、設置

ウ 木製遊具エリア（拡張エリア）の床張り

エ 再委託金額等、再委託契約に関すること。

オ その他、木製遊具の設置に関すること。

1.1 その他

(1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用等は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類及び提案書等は、返却しない。

(3) 市が必要と認める場合は、提出された提案書等は無償で使用できることとする。ただし、使用に当たっては、提案者の承諾を要す。

(4) 参加者が2者の場合、本プロポーザル終了後の結果公表において、次順位者の得点は、公表しない。

(5) 提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。

(6) 提案書等の提出の際に発生した汚損・破損等について、市は一切の責任を持たない。

(7) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表等、市が必要と認める場合には、提案書等の提出物を無償で使用できることとする。

(8) 審査結果についての異議申立ては、認めない。

1 2 柏崎木材協会

会長 : 太田 正昭 (株式会社太田材木店)

会社住所 : 〒945-0022 新潟県柏崎市東原町12番2号

E-mail : otazaimokuten@ca.wakwak.com (@は大文字で表記しています。)

TEL : 0257-24-1511

FAX : 0257-24-1512

1 3 問合せ及び提案書等提出先

担当部署 : 新潟県柏崎市子ども未来部子育て支援課育成支援係 (元気館2階)

住所 : 〒945-0061 新潟県柏崎市栄町18番26号

E-mail : kosodate@city.kashiwazaki.lg.jp (@は大文字で表記しています。)

TEL : 0257-47-7075 (直通)